

○添付書類に関する留意事項

許可基準 2 (※)に該当する施設として、法第 5 条第 1 項ただし書の規定に基づく許可を申請される場合は、提出要領に定める書類のほか「地区の機能を害するおそれがないと認められる」ことを証するため、以下の事項が確認できる書類を添付してください。

- 1 敷地への車両の出入りについて、通過交通の停滞を招くことなく、出入りが可能となる計画がなされ、かつ、当該計画について道路管理者(交通管理者を含む。)との協議が整っていること。
- 2 地区内で走行する業務用車両を妨げない計画がなされており、かつ、その計画について、地元組合連合会との協議が整っていること。
- 3 地区周辺に対する影響等を勘案し、当該予定建築物の立地に支障がないとする粕屋町長の意見があること。

※許可基準 2 は下記のとおり

粕屋町流通業務地区における流通業務市街地の整備に関する法律第 5 条第 1 項ただし書きに基づく運用基準

(許可基準)

- 2 地区の機能を害するおそれがないと認められる次の施設であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)又は興行法(昭和23年法律第137号)の適用を受けるもの以外の施設。
 - (1) 医療法(昭和23年法律第137号)第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所
 - (2) 小売業、飲食業、サービス業等の用に供する店舗(県が定める大規模集客施設の立地ビジョンにおける大規模集客施設に該当するものを除く)
 - (3) 会議研修施設、業務施設等流通業務を支援し、又は地区内業務に従事する者の福利厚生に寄与する施設
 - (4) 法第 5 条第 1 項各号に該当する流通業務施設に付属する施設